

税務キヤツチ・アップ

地方税関係

テレワークと法人事業税

1はじめに

東京オリンピック開会式まで1年となった2019年7月24日、「テレワーク・デイズ」の集中日に、全国で約2,000以上の企業・団体が延べ60万人以上の規模で、在宅勤務・モバイルワーク・サテライトオフィス勤務などのテレワークを実施した。「テレワーク・デイズ」とは、テレワークを、オリンピック・パラリンピック大会期間中の交通混雑緩和対策として推奨し、ひいては働き方改革の一つとして全国的に定着させる目的で、2017年に始められた取り組みである。このように、テレワークを取り入れる法人が増えているが、法人事業税の課税上、テレワークはどのような取り扱いとなっているだろうか。

2法人事業税の納税義務

法人事業税は、法人が事業を行う際に受ける公共サービスに係る経費の応益負担として、法人の行う事業に対して、所得割額により、さらに外形標準課税対象法人について付加価値割額及び資本割額も含めて、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県において、課される税である(地法72の2①)。事務所等とは、「自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること」(「地方税の施行に関する

取扱いについて(道府県民税関係)」(以下「取通(県)」)という。第一章6(1))とされている。事業活動に従事する人がいて、事業が行なわれるのに必要な土地、建物、事務設備などがあり、一時的なものではないという実態を有している事務所等が所在する道府県について納税義務が生じることになる。

3事務所等に該当するか

テレワークとは、ICTを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を意味し、在宅勤務・モバイルワーク・サテライトオフィス勤務などの形態を含む概念である。それぞれの勤務場所はとすると、在宅勤務は従業員の自宅であり、モバイルワークは取引先のオフィスや移動中の交通機関やカフェなどである。サテライトオフィス勤務は、サテライトオフィス(本社から離れたところに設置されたオフィスをいい、最低限の環境を備えたコンパクトなものが多い)で、法人が自己で設置するもののほか、他社が提供するレンタルオフィスなどのこともある。法人が設置したサテライトオフィスで従業員が常駐するものは事務所等に該当するので、従業員の勤務場所が所在する道府県において法人事業税が課税されるが、在宅勤務者の自宅でその者以外の従業員がいないものは事務所等に該当しないので、従業員の勤務場所が所在する道府県において法人事業税は課税

されないことになる。

4分割法人の申告納付

2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人は、課税標準の総額を分割基準で分割した額を課税標準として税額を計算し、道府県ごとに申告納付する(地法72の48①)。この分割基準は事業の区分により異なるが、例えば、非製造業(小売業・サービス業など)では、課税標準額の総額の2分の1を事務所等の数に、課税標準額の総額の2分の1を従業者の数に按分することとされている(地法72の48③)。テレワーク勤務者がどの事務所等に属するかは、できるだけ勤務状況に即して判断すべきであるが、勤務場所が固定していない従業員は、その者の給与支払事務所としている事務所等の従業者に含まれるものと考えられる(取通(県)第三章9の1(1))。

5おわりに

労働力不足が深刻化するなか、テレワークはさらに普及していくことが予想される。そうなると、従業員の勤務場所が所在するが「事務所等」は所在しない道府県において、法人事業税が課されないという現在の制度が適切と言えるだろうか。場所にとらわれることなく行われる事業について、法人事業税を始めとする地方税の課税の在り方が検討されるべきである。

(右山研究グループ
税理士 廣瀬 尚子)